

会長	副会長	副会長	専務理事	担当理事	係

医推第3577号
令和4年3月7日

(公社)岡山県医師会長 殿

岡山県保健福祉部医療推進課長



医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための
ガイダンスの一部改正について（通知）

保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、別添写しのとおり、個人情報保護委員会事務局長及び厚生労働省医政局長外2局長から連名で通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、その内容について御了知いただくとともに貴会所属の会員への周知方お願いします。

なお、本通知につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

(ホームページ)

【岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ】

<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>



個 情 第 248 号
医政発 0301 第 40 号
薬生発 0301 第 22 号
老 発 0301 第 11 号
令和 4 年 3 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための
ガイダンスの一部改正について (通知)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添。以下「ガイダンス」という。)を作成し、その周知を図っているところです。

今般、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 44 号。以下「令和 2 年改正法」という。)及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 37 号。以下「令和 3 年改正法」という。)の一部が令和 4 年 4 月 1 日に施行することに伴い、ガイダンスの一部を下記のとおり改正しましたので、貴職におかれましては、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知等よろしくお取り計らい願います。

また、貴管内市区町村(指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区等を含む。)に対しても、併せて周知願います。

記

1 ガイダンスの一部改正について

ガイダンスについて、別添1の新旧対照表のとおり一部改正を行い、別添2のとおりとすること。

2 改正の概要

令和2年改正法及び令和3年改正法を踏まえ、新設された制度の解説や用語の整理等、所要の改正を行うもの。

主な改正事項は以下のとおり。

<令和2年改正法関係>

- 仮名加工情報、漏えい等報告等について、事業者に求められる事項の解説 等

<令和3年改正法関係>

- 医療分野・学術分野の規律を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律が適用されることとなることを踏まえたガイダンスの適用関係の明記
- 学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化されることを踏まえた、学術研究に係る例外規定に関する解説の追記 等

<その他>

- 下記の事務連絡等において示した内容の反映 等
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関間での個人情報の共有の際の個人情報保護法の取扱いについて」（令和2年4月28日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）
 - ・ 「地域医療情報連携ネットワークにおける同意取得方法の例について」（令和2年3月31日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）
 - ・ 「公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化」に関する「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&Aの更新（令和3年6月）

3 施行期日

令和4年4月1日